

質 問 へ の 回 答

【令和6年12月13日掲載】

件 名	県立大学に関する動画制作業務		令和6年12月3日付け公示
質問No.	質 問 内 容	回 答	
1	<p>様式4号「業務実績書」に添付する、業務内容がわかる資料について。</p> <p>業務内容が分かる契約書と仕様書を添付可能だが、そのほかに実際に制作した動画の内容が分かる資料（企画書や構成表等）の添付が必要か。</p> <p>添付が必要であるならば、相手方との契約の都合上、企画書や構成表等を公表できない場合、それらの内容を記載した文書を作成し、添付してよいか。</p>	<p>業務内容がわかる契約書・仕様書であれば、他に資料を添付する必要はありません。</p>	
2	<p>様式4号「業務実績書」の添付資料について。</p> <p>制作した映像も提出する必要があるか。</p>	<p>制作した映像を提出する必要はありません。</p>	

3	<p>様式4号「業務実績書」の添付資料について。</p> <p>制作した映像も提出する必要がある場合、相手方との契約の都合上、現段階で公表できない映像はどのように取り扱えばよいか。</p>	同上
4	<p>様式4号「業務実績書」に添付する、業務内容がわかる資料について。</p> <p>記載予定の実績について、発注書や発注請書、業務完了通知認定書はあるが、仕様書がない。当該業務の打合せ資料を添付してよいか。</p>	<p>打合せ資料では業務内容を客観的に確認できません。</p> <p>業務の内容がわかる(映像制作、動画制作等の記載がある)契約書、業務完了認定通知又は発注書・発注請書等を添付してください。</p>
5	<p>プロポーザル参加資格確認申請書の提出に関する質問です。これまでの添付資料に関してのご質問のご回答によっては、申請日の期日までに必要書類の内容や分量の準備が間に合わない可能性が考えられます。</p> <p>現在、16日の申請後に辞退となった場合は連絡と届けと申請辞退届の提出が必要とされておりますが、申請前の段階でも、書類準備が間に合わず、辞退となった場合にはこれらの手続きは必要でしょうか？</p>	申請前の辞退の手続きは不要です。